

議案第80号

あきる野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市固定資産評価審査委員会委員法理規夫は、令和2年11月9日をもって任期満了となるので、その後任者を選任する必要がある。

あきる野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者をあきる野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日	任 期
おかのてつし 岡野哲史	あきる野市秋川三丁目6番地10号	昭和34年4月18日	令和2年11月10日から 令和5年11月9日まで

議案第 8 1 号

あきる野市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市教育委員会委員小西フミ子は、令和 2 年 1 0 月 2 7 日をもって任期満了となるため、その後任者を任命する必要がある。

あきる野市教育委員会委員の任命について

下記の者をあきる野市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日	任 期
こにし ふみこ 小西 フミ子	あきる野市二宮 1097 番地 47	昭和 30 年 10 月 30 日	令和 2 年 10 月 28 日から 令和 6 年 10 月 27 日まで

議案第 8 2 号

あきる野市長の給料等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

現市長の現任期に係る退職手当の額を 0 円とするため、退職手当の算定基礎となる退職する日の給料の月額を、0 円とする標記条例を制定する。

あきる野市長の給料等の特例に関する条例

令和 2 年 9 月 2 日に在職する市長の令和 5 年 1 0 月 1 4 日（同日前に退職する場合にあっては、退職する日）における給料の月額は、あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 7 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、0 円とする。ただし、条例第 3 条第 2 項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、条例別表に掲げる給料月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 4 日又は令和 2 年 9 月 2 日に在職する市長が退職する日のいずれか早い日限り、その効力を失う。

議案第 83 号

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項」を「第 321 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項」に改める。

第 20 条中「及び第 4 項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第 31 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）」を加え、「第 31 条第 2 項の表第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 34 条の 4 の 2 第 1 項中「又は個別帰属法人税額」、「各連結事業年度又は各計算期間」及び「、連結事業年度及び計算期間」を削り、同条第 2 項中「、各連結事業年度又は各計算期間」を削り、同項ただし書中「第 72 条第 1 項（同法第 145 条においてこれらを準用する場合を含む。）」を「第 71 条第 1 項」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第 1 号中「又は法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 の個

別帰属法人税額」及び「（同法第145条において準用する場合を含む。）又は同法第82条の15」を削り、「第321条の8第15項」を「第321条の8第26項」に、「これらの」を「この」に改め、同項第3号中「、連結事業年度又は計算期間」及び「又は個別帰属法人税額」を削る。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係

がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削り、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条第1項中「及び第4項」を削り、「特例基準割合」を「加算した割合」に改め、「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定、附則第4条の2の改正規定（同条第2項の改正規定中「及び第4項」を削る部分を除く。）並びに附則第5条の改正規定（同条第1項の改正規定中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める部分に限る。）並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

（2） 附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（令和3年1月1日）

（3） 前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のあきる野市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第4条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和

3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のあきる野市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 8 4 号

あきる野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（あきる野市国民健康保険税条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市国民健康保険税条例（平成 7 年あきる野市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

（あきる野市営住宅条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市営住宅条例（平成 9 年あきる野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（あきる野市介護保険条例の一部改正）

第 3 条 あきる野市介護保険条例（平成 1 2 年あきる野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に改め、「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（あきる野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 4 条 あきる野市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年あきる野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「であった被保険者」を「であったもの」に改める。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（令和3年1月1日）から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後のあきる野市営住宅条例附則第5項の規定、第3条の規定による改正後のあきる野市介護保険条例第7条第4項の規定及び第4条の規定による改正後のあきる野市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

- 3 第1条の規定による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 85 号

あきる野市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

何人にも市政情報の公開を請求できる権利を保障するとともに、市政情報の公開義務を明確化するなど、情報公開制度の充実に資するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市情報公開条例の一部を改正する条例

あきる野市情報公開条例（平成 9 年あきる野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び市政情報の任意的な公開」を削り、「一第 11 条」を「一第 11 条の 2」に、「第 11 条の 2」を「第 11 条の 3」に改める。

第 2 章の章名中「及び市政情報の任意的な公開」を削る。

第 5 条を次のように改める。

（市政情報の公開を請求できるもの）

第 5 条 何人も、実施機関に対して市政情報の公開を請求することができる。

第 6 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 9 条を次のように改める。

（市政情報の公開義務）

第 9 条 実施機関は、市政情報の公開の請求があったときは、公開の請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

（1） 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 4 条第 3 項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

- (7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

第10条中「公開請求」を「公開の請求」に、「前条各号のいずれかに該当することにより公開しないことができる市政情報」を「非公開情報」に、「公開しないことができる市政情報に」を「非公開情報に」に改める。

第11条を次のように改める。

（公益上の理由による裁量的公開）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る市政情報に非公開情報（第9条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該市政情報を公開することができる。

第11条の2を第11条の3とする。

第2章に次の1条を加える。

（市政情報の存否に関する情報）

第11条の2 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

第15条第1項中「及び市政情報の任意的な公開」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のあきる野市情報公開条例（以下「旧条

例」という。) 第5条の規定により現にされている市政情報の公開の請求のうち、旧条例第7条第1項の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後のあきる野市情報公開条例の規定を適用する。

議案第86号

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務を行うため、請負契約を締結する必要がある。

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約について

下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 157,325,300円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都江東区東陽二丁目3番25号
商号又は名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ
代表者名 取締役上席執行役員営業統括グループ統括 小柳 諭司

議案第 87 号

あきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫を購入するため、契約を締結する必要がある。

あきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約について

下記のとおり購入契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 あきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 339,087,430円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都江東区東陽二丁目3番25号
商号又は名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ
代表者名 取締役上席執行役員営業統括グループ統括 小柳 諭司

議案第 88 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

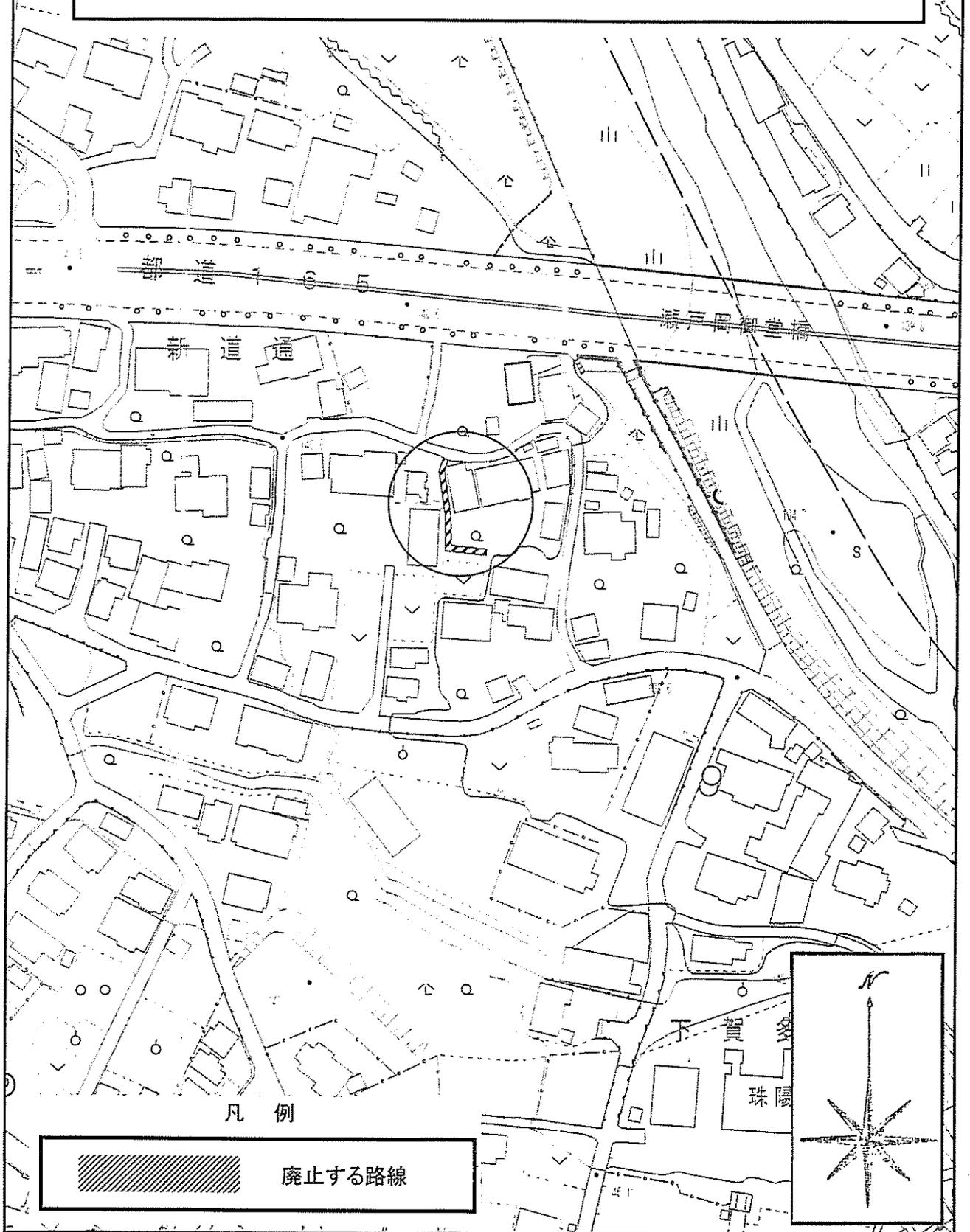
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路 線 名	起 終 点	そ の 他 必要な事項
市 道 多西 5 4 7 号線	あきる野市瀬戸岡 532 番地先から あきる野市瀬戸岡 533 番地先まで	全部廃止

路線廃止図

路線名 市道多西547号線



議案第 89 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

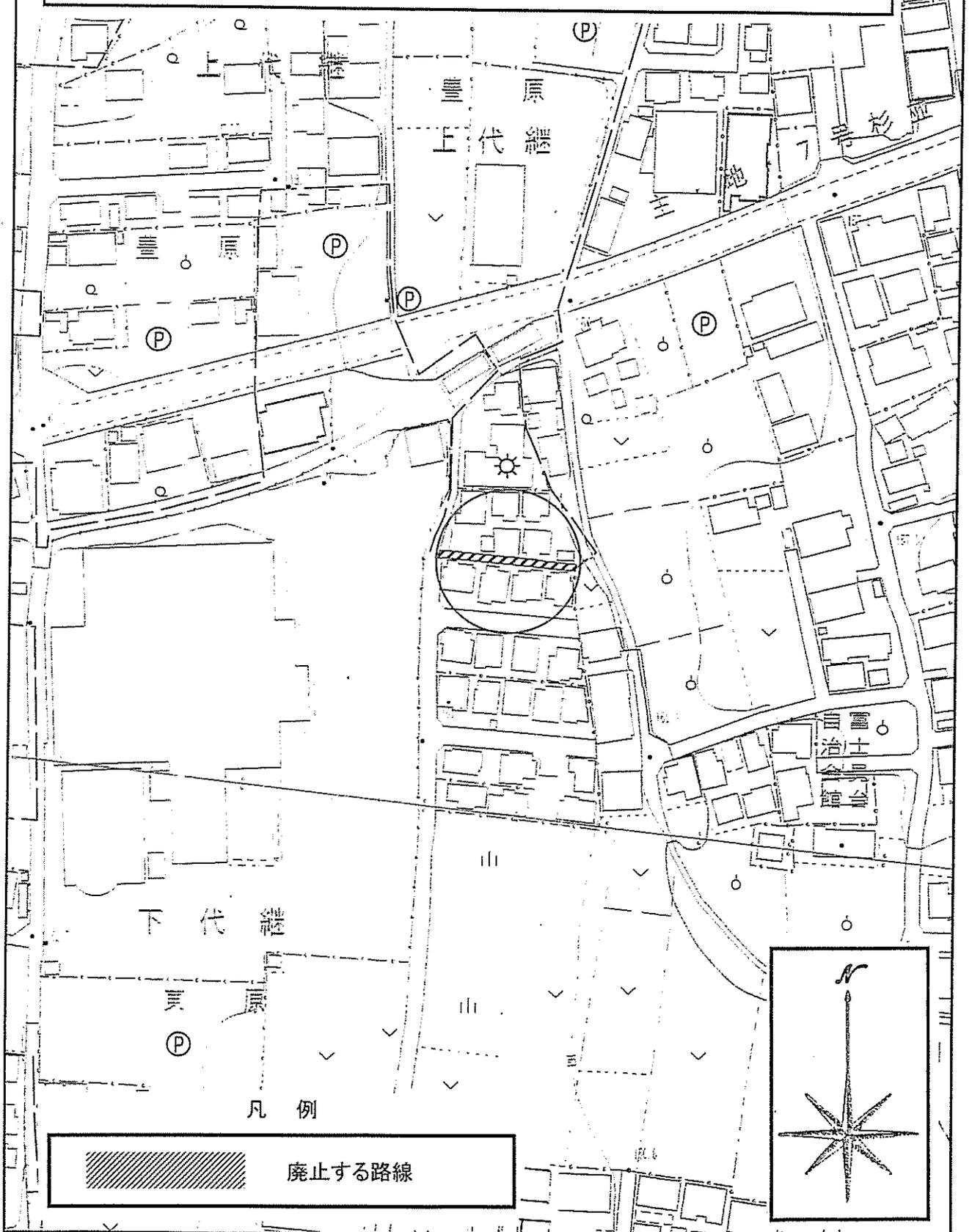
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路 線 名	起 終 点	そ の 他 必要な事項
市 道 西秋留 152 号線	あきる野市下代継 52 番地 10 先から あきる野市上代継 6 番地先まで	全部廃止

路線廃止図

路線名 市道西秋留152号線



議案第90号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

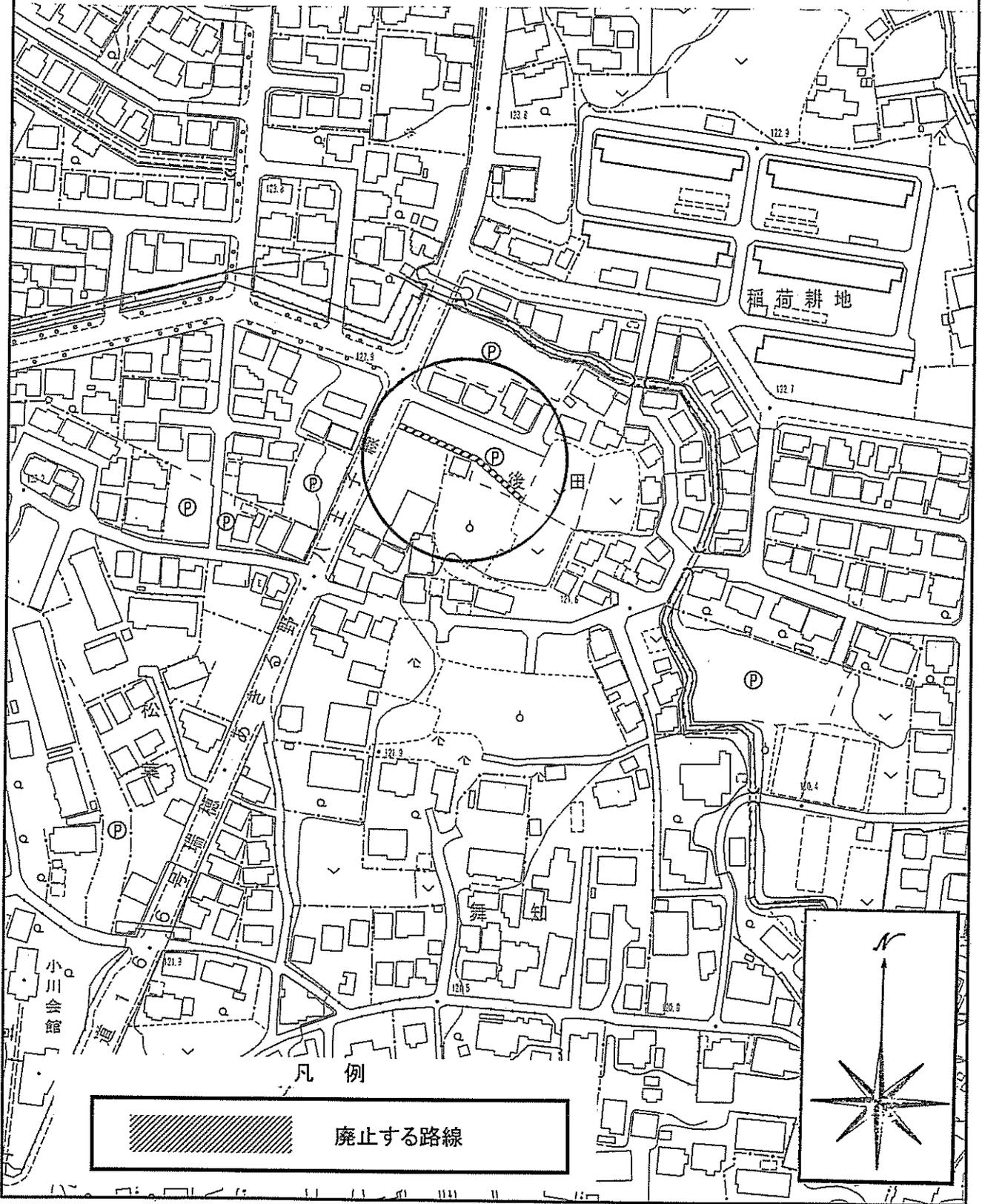
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線名	起 終	点 点	そ の 他 必要な事項
市 道 東秋留475号線	あきる野市小川734番地2先から あきる野市小川745番地先まで		全部廃止

路線廃止図

路線名 市道東秋留475号線



議案第91号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

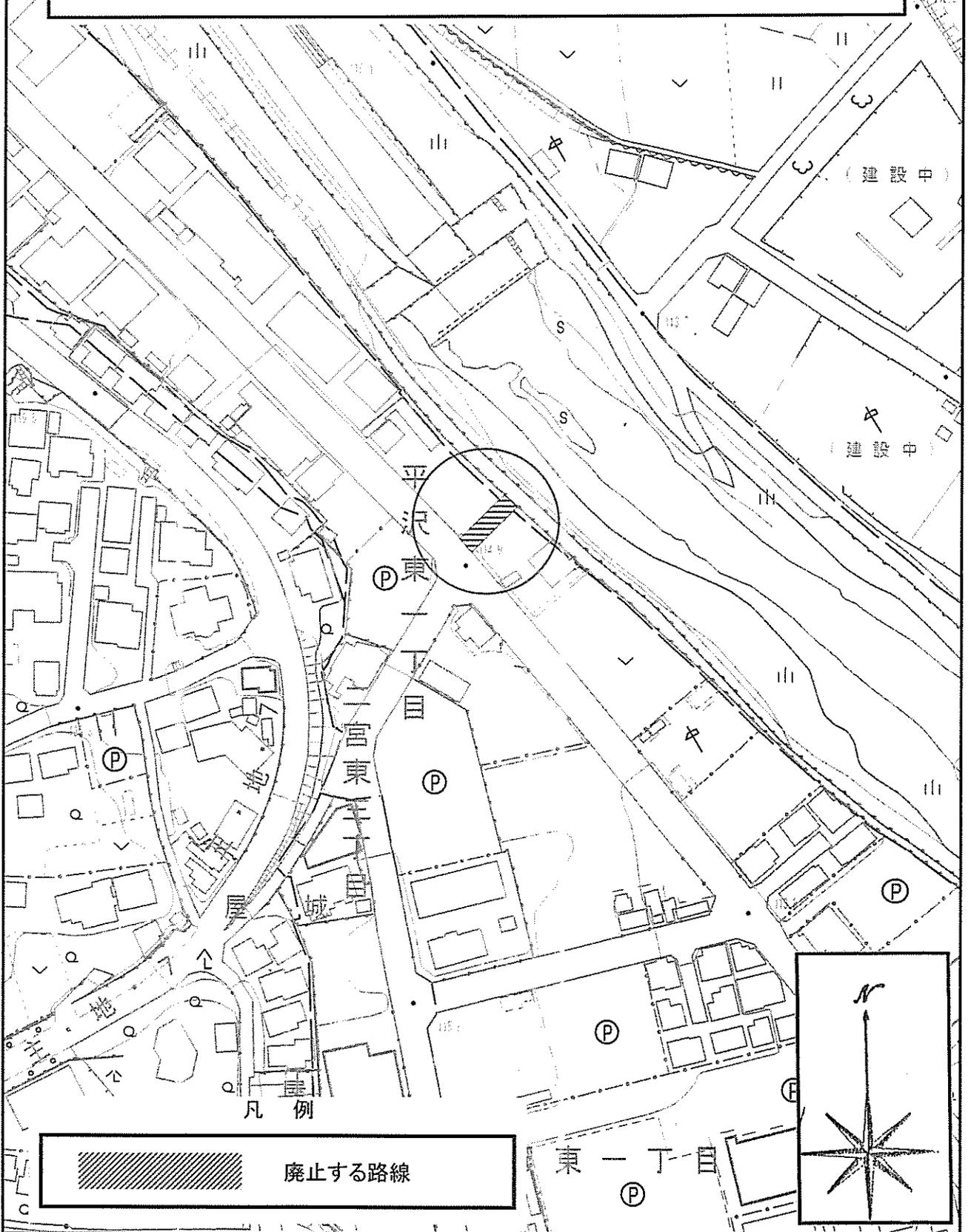
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線名	起 終	点 点	そ の 他 必要な事項
市 道 東秋留499号線	あきる野市平沢東一丁目2番地21先から あきる野市平沢東一丁目3番地1先まで		全部廃止

路線廃止図

路線名 市道東秋留499号線



議案第92号

現総合計画の計画期間の延長について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

第二次総合計画の計画期間の開始時期を令和3年度から令和4年度に変更することに伴い、総合計画に基づく市政運営の継続性を担保する必要があるため、現総合計画（基本構想及び後期基本計画）の計画期間を1年間延長し、同計画の終了時期を令和2年度から令和3年度に変更するに当たり、あきる野市総合計画条例第6条及びあきる野市議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の議決に付する。

現総合計画の計画期間の延長について

下記のとおり延長する。

記

1 基本構想

延長前 平成13（2001）年度～令和2（2020）年度

延長後 平成13（2001）年度～令和3（2021）年度

2 後期基本計画

延長前 平成26（2014）年度～令和2（2020）年度

延長後 平成26（2014）年度～令和3（2021）年度

議案第 93 号

令和元年度あきる野市一般会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度あきる野市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第94号

令和元年度あきる野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度あきる野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第 95 号

令和元年度あきる野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度あきる野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第 96 号

令和元年度あきる野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度あきる野市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第97号

令和元年度あきる野市戸倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度あきる野市戸倉財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第98号

令和元年度あきる野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度あきる野市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第99号

令和元年度あきる野市テレビ共同受信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度あきる野市テレビ共同受信事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議案第100号

令和元年度あきる野市秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別
会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度あきる野市秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。